

仕 様 書

1 件名
「後期高齢者医療高額療養費支給決定通知書」に係る印刷業務委託
(令和5年7月～令和6年3月)

2 委託期間
契約締結日から令和6年3月31日まで

3 委託対象
令和5年7月支給決定通知分～令和6年3月支給決定通知分

4 納期
広域連合が指定する日までに納める。
(標準(予定))

広域連合がデータを引き渡してから、委託先で印刷データを作成し、広域連合に印刷データを提出するまでに約3日以内(土日祝日含)、広域連合での確認が終了して印刷の指示があつてから印刷し、仕分け、市区町村等への納品までに約6日以内(上記3日以内、土日祝日含)。

なお、広域連合が問題ないと判断した場合は事前の広域連合の印刷データ確認を省き、広域連合からのデータ引渡し後すぐに印刷、市区町村等への納品に約6日以内(上記3日以内、土日祝日含)とする。印刷データは作成次第速やかに広域連合に納品すること。

5 委託業務内容

本広域連合が指示する内容で印刷フォーム作成を行い、提供するデータを次のとおり加工してから、印刷、圧着加工、仕分け及び納品すること。

(1) 別紙1及び別紙2のとおり印刷を行い、ミシン目入り折り畳み圧着ハガキ(Z折りの圧着加工を行うこと。ハガキ料金63円で郵送できるように加工すること。(ただし、変更の指示があつた場合は従うこと。)また、後期高齢者医療高額療養費支給決定通知書(以下、支給決定等通知書という。)のテストプリントを実施し、本広域連合が校了と認めるまで校正(色校正を含む。)を行い、本印刷に係る前に調整を行うこと。

【詳細】 支給決定等通知書

提供媒体	原則としてCD-Rにより提供する。(表面：CSV形式、裏面：エクセル形式)
データ	印刷前に作成データを広域連合に原則としてCD-Rにより提供し、広域連合からデータに問題がないと連絡を受けてから印刷すること。ただし、広域連合が問題ないと判断した場合は、事前の広域連合の印刷データ確認は省くこともある。
紙質	上質紙90kg。耐水仕様
サイズ	Z折り圧着加工等を施した後、ハガキ料金63円で郵送できるように加工すること。(ただし、Z折りサイズ(縦6インチ、横4インチ)とする。)

使用色数	表 2 色、裏 1 色
プログラム	提供する C S V データを別紙 1 及び 2 のとおり印刷するためのプログラムを作成すること。
フォント	K A J O _ J 明朝のフォントを使用すること。また、ニューグリムフォントがある場合、外字に不具合が発生するためデータ作成システム等から削除すること。
文字コード	U T F - 8 を使用すること。
外字・桁あふれ	外字は、別途提供する外字データを基に作成すること。ただし、外字データに登録のないものは納品先の市区町村等で補記する必要があるため、Z 折り圧着加工を施さずに納品すること。桁あふれも同様の取扱いとすること。
地紋	支給決定等通知書の裏面には、記載内容の透かし読みを防ぐため本広域連合が指定する地紋を施すこと。
料金後納等印字	料金後納郵便や郵便区内特別が適用されるよう、別紙 3 のとおり市区町村等ごとに丸形の後納印や郵便区内特別印を支給決定等通知書表面に印字すること。
データ加工	市区町村別の被保険者ごとの診療月ごとに支給決定等通知書を作成すること。

- (2) 市区町村等ごとに仕分けを行い、納品枚数表とともに別紙 3 のとおり納品すること。
(ただし、納品場所や回数について変更の指示があった場合はその指示に従うこと。)

【詳 細】

- ・ 仕分け 通常・補記のデータごとに、市区町村ごとに被保険者番号順（同じ被保険者に複数の支給決定通知書がある場合は、支給整理番号順）に仕分けること。市町村には、通常→補記の順に納品すること。
- ・ 把 捉 仕分けを行った後、100 枚ごとにまとめ、ひも等で把捉すること。

6 ひと月印刷予定数量

支給決定等通知書 約 6 3, 0 0 0 通

7 委託条件

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た本契約業務の内容を一切第三者に漏らしてはならない。
- (3) 業務中のトラブル発生に際しては、事業所内のバックアップ体制が整っており、迅速な対応ができること。
- (4) 契約期間終了後数箇月は随意契約を行う可能性があることに留意すること。ただし、随意契約期間中は本契約の単価のとおりとする。

8 委託責任者

京都府後期高齢者医療広域連合業務課長

9 監督者

京都府後期高齢者医療広域連合業務課担当職員

10 作成物の帰属

委託業務の履行に伴い発生する帳票等の所有権は、全て京都府後期高齢者医療広域連合に帰属する。(ただし、CSVデータを帳票にするために委託先において作成するプログラムを除く。)

11 注意事項

- (1) 製品作成について特許等がある場合は、受託者がその責任を負うこと。
- (2) その他本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた事項については、その都度委託責任者と協議のうえ処理する。
- (3) 委託数量については、予算の範囲内で変動することがあるが、その場合の単価の見直しは行わない。
- (4) 自ら市区町村等に納品又は配送業者等を利用して市区町村等に納品した場合は、市区町村等が受領したことが分かる受領証等を本広域連合に提出すること。

↓(別紙1)

↓(別紙2)



郵便区内特別

各市町村によって異なる

603-
京都府京都市

様



3926 2017

39261011-0A0213 #



◆問い合わせ先現住所市区町村

京都市区役所

担当

◆電話番号075-

後期高齢者医療高額療養費支給決定通知書

令和 年 月 分高額療養費を下記のとおり支給することを決定したので通知します。

令和 年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長



被保険者番号 ○○○○○○○○

被保険者氏名 広域 太郎

支払予定日		
支給金額(円)		
支払方法 (<input type="checkbox"/> 座振込)	金融機関名	
	支店名	
	口座番号	****123

※口座への入金は数日遅れることがあります。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に京都府後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は京都府後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

納品先保険者番号	京都府	納品先所在地1	納品先所在地2	納品先所管課1	納品先所管課2	郵便番号	電話番号
39261011	京都府	京都市北区	紫野東御所田町33-1	京都市北区役所	保健福祉センター 保険年金課 保険給付・年金担当	6038511	075-432-1273
39261029	京都府	京都市上京区	今出川通室町西入堀出シ町285番地	京都市上京区役所	保健福祉センター 保険年金課 保険給付・年金担当	6028511	075-441-5138
39261037	京都府	京都市左京区	松ヶ崎堂ノ上町7番地の2	京都市左京区役所	保健福祉センター 保険年金課 保険給付・年金担当	6068511	075-702-1170
39261045	京都府	京都市中京区	西堀川通御池下る西三坊堀川町521	京都市中京区役所	保健福祉センター 保険年金課 保険給付・年金担当	6048588	075-812-2585
39261052	京都府	京都市東山区	清水五丁目130番地の6	京都市東山区役所	保健福祉センター 保険年金課 保険給付・年金担当	6058511	075-561-9199
39261060	京都府	京都市下京区	西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	京都市下京区役所	保健福祉センター 保険年金課 保険給付・年金担当	6008588	075-371-7254
39261078	京都府	京都市南区	西九条南田町1-3	京都市南区役所	保健福祉センター 保険年金課 保険給付・年金担当	6018511	075-681-3357
39261086	京都府	京都市右京区	太秦下刑部町12	京都市右京区役所	保健福祉センター 保険年金課 保険給付・年金担当	6168511	075-861-2064
39261094	京都府	京都市伏見区	鷹匠町39番地の2	京都市伏見区役所	保健福祉センター 保険年金課 保険給付・年金担当	6128511	075-611-1875
39261102	京都府	京都市山科区	枷池沓尻町14-2	京都市山科区役所	保健福祉センター 保険年金課 保険給付・年金担当	6078511	075-592-3109
39261110	京都府	京都市西京区	上桂森下町25-1	京都市西京区役所	保健福祉センター 保険年金課 保険給付・年金担当	6158522	075-381-7409
39261128	京都府	京都市伏見区	深草向畑町93-1	京都市伏見区 深草支所	保健福祉センター 保険年金課 保険給付・年金担当	6120861	075-642-3826
39261136	京都府	京都市伏見区	醍醐大構町28	京都市伏見区 醍醐支所	保健福祉センター 保険年金課 保険給付・年金担当	6011366	075-571-6529
39261144	京都府	京都市西京区	大原野東境谷町二丁目1-2	京都市西京区 洛西支所	保健福祉センター 保険年金課 保険給付・年金担当	6101198	075-332-9298
39261151	京都府	京都市右京区	京北周山町上寺田1-1	京都市右京区 京北出張所	保健福祉第一担当	6010292	075-852-1815
39262019	京都府	福知山市	字内記13-1(内記3丁目)	福知山市	市民総務部 保険年金課 高齢者医療係	6208501	0773-24-7018
39262027	京都府	舞鶴市	字北吸1044	舞鶴市	保険医療課 後期高齢・福祉医療係	6258555	0773-66-1075
39262035	京都府	綾部市	若竹町8番地の1	綾部市	市民・国保課 国保・高齢者医療担当	6238501	0773-42-4246
39262043	京都府	宇治市	宇治琵琶33番地	宇治市	年金医療課 後期高齢者医療係	6118501	0774-22-3141
39262050	京都府	宮津市	字柳縄手345-1	宮津市	本館1階②番窓口 税務・国保課 国保年金係	6268501	0772-45-1616
39262068	京都府	亀岡市	安町野々神8番地	亀岡市	保険医療課 高齢者医療係	6218501	0771-25-5026
39262076	京都府	城陽市	寺田東ノ口16番地、17番地	城陽市	国保医療課 医療係	6100195	0774-56-4039
39262084	京都府	向日市	寺戸町小佃5番地の1	向日市	医療保険課 福祉医療係 後期高齢者医療担当	6178772	075-874-2798
39262092	京都府	長岡京市	開田一丁目1番1号	長岡京市	医療年金課 医療係	6178501	075-951-2121
39262100	京都府	八幡市	八幡園内75番地	八幡市	国保医療課 医療係	6148501	075-983-2976
39262118	京都府	京田辺市	田辺80番地	京田辺市	国保医療課 医療係	6100393	0774-64-1374
39262126	京都府	京丹後市	峰山町杉谷889番地	京丹後市	市民環境部 保険事業課 後期高齢福祉医療係	6278567	0772-69-0220
39262134	京都府	南丹市	園部町小桜町47番地	南丹市	市民課 保険年金係	6228651	0771-68-0011
39262142	京都府	木津川市	木津南垣外110-9	木津川市	国保年金課 医療係	6190286	0774-75-1214
39263033	京都府	乙訓郡大山崎町	字円明寺小字夏目3番地	大山崎町	健康課 保険医療係	6188501	075-956-2101
39263223	京都府	久世郡久御山町	島田ミノ38番地	久御山町	国保健康課 国保医療係	6138585	075-631-9913
39263439	京都府	綴喜郡井手町	大字井手小字南玉水67	井手町	保健医療課	6100302	0774-82-6166
39263447	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字立川小字坂口18番地の1	宇治田原町	健康対策課	6100289	0774-88-6610
39263645	京都府	相楽郡笠置町	大字笠置小字西通90番地の1	笠置町	保健福祉課 後期高齢者医療係	6191303	0743-95-2303
39263652	京都府	相楽郡和束町	大字釜塚小字生水14番地の2	和束町	税住民課 保険年金係	6191295	0774-78-3005
39263660	京都府	相楽郡精華町	大字南稲八妻小字北尻70番地	精華町	国保医療課 医療係	6190285	0774-95-1929
39263678	京都府	相楽郡南山城村	北大河原久保14-1	南山城村	保健医療課	6191411	0743-93-0104
39264072	京都府	船井郡京丹波町	蒲生蒲生野487番地1	京丹波町	住民課 保険年金係	6220292	0771-82-3803
39264635	京都府	与謝郡伊根町	字日出651番地	伊根町	住民生活課 医療係	6260493	0772-32-0503
39264650	京都府	与謝郡与謝野町	字加悦433	与謝野町	加悦庁舎 保健課 国保・医療係	6292498	0772-43-9022

※市町村の組織変更などにより、納品先所管課の名称等を変更する場合があります。